第

3 3 6 7

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2007年)平成19年10月 2日 火曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 FPシミコレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 交際費等にならない費用

Q:交際費は原則として損金算入できない と聞きましたが、交際費にならない費用って あるのですか?

A:飲食交際費で1人当たり5千円以下の費用、その他一定のものは交際費等から除かれるとされています。

【解説】

交際費等は、法人税では、原則損金不算入、 期末資本金が1億円以下の中小企業について は、一定の損金算入限度額が設けられており、 一部損金算入が認められています。

ただし、交際費等には、慣行的なものや制度的な要請から、次のような費用は、含めなくてよいこととされています。

- ① 専ら従業員の慰安のために行われる運動 会、演芸会、旅行等のために通常要する費 用(慰安旅行等)
- ② 飲食その他これに類する行為のために要する費用で、1人当たり5,000円以下の費用(飲食交際費)
- ③ カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐいその他これらに類する物品を贈与する ために通常要する費用(広告用の粗品等)
- ④ 会議に関連して、茶菓、弁当その他これら に類する飲食物を供与するために通常要 する費用(会議費)
- ⑤ 新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集 するために行われる座談会、その他記事の 収集のために、または放送のための取材に 通常要する費用(取材打ち合わせ費用)







